

# 令和8年度 第2回町営住宅募集案内

次のとおり町営住宅2団地2戸の入居者を募集します。

## 【申込み受付期間・時間】

令和8年8月17日（月） ～ 令和8年8月28日（金）

午前8時30分 ～ 午後5時

## 【募集する住宅】

| 団地名 | 募集戸数 | 部屋番号 | 構造    | 間取   | 浴槽 | トイレ | 家賃（円）          | 建築年度 |
|-----|------|------|-------|------|----|-----|----------------|------|
| 鶯宿  | 1戸   | 3号   | 木造平屋建 | 2DK  | 有  | 水洗  | 17,200～24,600円 | H11  |
| 春木場 | 1戸   | 5号   | 木造2階建 | 2LDK | 有  | 水洗  | 24,000～35,700円 | H19  |

※ 家賃は所得により異なります。

## 【家賃】

募集する住宅の一覧に示した範囲内で、入居者の世帯所得により異なります。

## 【入居資格】

次のすべてに該当する方は、町営住宅に申し込むことができます。

- 1) 現に雫石町内に住所か、または勤務先があること。
- 2) 原則として現に同居しようとする親族(婚約者も可)があること。

ただし、次のいずれかに該当する方はこの限りではありませんのでご相談ください。

- ・ 60歳以上の方
- ・ 身体に障害がある方（障害等級1級～4級）
- ・ 精神に障害がある方（障害等級1級～4級）
- ・ 知的障害のある方（上記精神障害に相当する程度）
- ・ 生活保護法に規定する被保護者
- ・ 配偶者暴力防止法に規定する一時保護（配偶者暴力防止等法第3条第3項3号）又は保護（配偶者暴力防止等法第5条）が終了した日から5年を経過していない方
- ・ 裁判所に配偶者暴力防止法（配偶者暴力防止等法第10条第1項）の規定による命令の申し立てをし、その命令が効力を生じた日から5年を経過している方
- ・ 戦傷病手帳の交付を受けている人（障害程度 特別項症～第6項症または第1項症）
- ・ 厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者
- ・ 海外からの引揚者（引き上げた日から5年以内の人）
- ・ ハンセン病療養所入所者 等

- 3) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- 4) 政令に定める収入（所得）の範囲であること。
  - ①高齢者または障害者など（裁量階層）の世帯・・・月額 21 万 4000 円以下
  - ②一般世帯・・・・・・月額 15 万 8000 円以下
- 5) 申込者および同居しようとする親族等が暴力団員でないこと。

#### 【申込みに必要な書類】

- 1) 町営住宅入居申込書
- 2) 申込者および同居しようとする親族等全員分の、住民票の写し
- 3) 申込者および同居しようとする親族等全員分の、所得を証明する次の書類

|                         |                                                              |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 給与所得者、自営業者              | 市町村長が発行する令和 8 年度の所得課税扶養証明書                                   |
| 失業中の方<br>(ア、イの両方とも提出)   | ア. 市町村長が発行する令和 8 年度の所得課税扶養証明書<br>イ. 雇用保険受給資格者証の写しまたは離職票の写し   |
| 年金受給者<br>(ウ、エの両方とも提出)   | ウ. 市町村長が発行する令和 8 年度の所得課税扶養証明書<br>エ. 年金証書の写し                  |
| 生活保護受給者<br>(オ、カの両方とも提出) | オ. 市町村長が発行する令和 8 年度の所得課税扶養証明書<br>カ. 生活保護費受給証明書（福祉事務所で発行するもの） |

- 4) そのほか、必要に応じて次の各種書類などを提出していただく場合があります。また、書類によっては、用意するまでに日数を要する場合がありますので、お早めにご相談ください。

|             |                                         |
|-------------|-----------------------------------------|
| 単身入居の方      | 戸籍謄本                                    |
| 母子（父子）世帯の方  | 戸籍謄本                                    |
| 障害のある方      | 障害者手帳の写し                                |
| 現在賃貸住宅に入居の方 | 賃貸借契約書の写し、立退き証明書等                       |
| 婚約者と入居予定の方  | 誓約書（形式指定は無し。ただし、自筆で記名押印し、両親等から証明を受けたもの） |

#### 【その他】

- 1) 入居するには以下の要件を満たす連帯保証人が 2 名必要です。
  - ①雫石町内に居住していること  
(ただし、町外に居住する者である場合は入居者の親族であること。)
  - ②それぞれ独立した生計を営んでいること  
(同じ世帯に属する 2 名を連帯保証人にすることはできません。)
  - ③入居許可を受けた者と同程度以上の収入があり、諸税の滞納がないこと。  
(入居手続きの際に面談するとともに、所得証明書を提出していただきます。)
- 2) 連帯保証人を確保することが難しい場合は、雫石町が覚書を交わした家賃債務保証業者と家賃債務保証契約を締結（機関保証制度の利用）していただく必要があります。
- 3) 入居する際は、家賃の 3 ヶ月分の敷金をお支払いいただきます。

## 【入居収入基準】

収入基準の算出は、申込者および同居しようとする親族等全員の所得金額を合計し、総所得金額から各種控除を差し引いた金額を 12 ヶ月で割る事により算出できます。12 ヶ月で割った額が、次の範囲以内である事が入居条件です。

所得金額は、源泉徴収票では「給与所得控除後の金額」欄に、所得課税扶養証明書では「令和 3 年中の合計所得金額」欄で確認することができます。

### 《計算式》

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{世帯所得} \\ \hline \text{入居しようとする方全員分の} \\ \cdot \text{給与所得} \quad \cdot \text{農業所得} \\ \cdot \text{事業所得} \quad \cdot \text{年金} \quad \text{などの合計} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{各種控除} \\ \hline \text{《控除一覧表》参照} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{12 ヶ月} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{平均月額} \\ \hline \end{array}$$

[給与所得]又は[公的年金等に係る雑所得]の合計が 10 万円以上の場合は、1 人につき 10 万円控除される。(合計が 10 万円未満の場合は、合計所得金額が控除される。)



| 対象世帯                                           | 収入基準                       |
|------------------------------------------------|----------------------------|
| 一般世帯（単身者を含む）                                   | <u>15 万 8000 円以下</u> であること |
| 高齢者 <sup>㊤</sup> ・障害者・小学校就学前の子供がいる等の世帯（裁量階層世帯） | <u>21 万 4000 円以下</u> であること |

### 《控除一覧表》

| 控除の種類  | 控除対象者                                                                                                                                       | 控除額                                           |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 同居親族   | 申込者以外の、同居しようとする人                                                                                                                            | 1 人につき 38 万円                                  |
| 扶養親族   | 同居しないが、所得税法上、申請者の扶養親族控除の対象者として認められる人                                                                                                        |                                               |
| 老人扶養親族 | 同居親族・扶養親族控除対象者のうち、70 歳以上の人(障害者控除対象者を除く)                                                                                                     | 1 人につき 10 万円                                  |
| 特定扶養親族 | 同居親族・扶養親族控除対象者のうち、16 歳以上 23 歳未満の人                                                                                                           | 1 人につき 25 万円                                  |
| 障害者    | 申込者または同居親族・扶養親族控除対象者で、身体または精神に障害があり、手帳等の交付を受けている人                                                                                           | 1 人につき 27 万円                                  |
| 特別障害者  | 上記障害のある人のうち、1 級または 2 級の人                                                                                                                    | 1 人につき 40 万円                                  |
| 寡婦     | 次に掲げる人<br>1) 夫と死別し、若しくは離婚したのち婚姻していない人または夫の生死の明らかでない人で、扶養親族があり、かつ合計所得金額が 500 万円以下の人<br>2) 夫と死別したのち婚姻していない人又は夫の生死の明らかでない人で、合計所得金額が 500 万円以下の人 | 1 人につき 27 万円<br>(所得金額が 27 万円未満である場合には、その所得金額) |
| ひとり親   | 婚姻をしていないこと又は配偶者の生死の明らかでない人のうち事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいない人で、生計を一にする子があり、かつ合計所得金額が 500 万円以下の人                                              | 1 人につき 35 万円<br>(所得金額が 35 万円未満である場合には、その所得金額) |

(次ページに続く)

### 《計算例》

#### A) 【申込者】 夫（サラリーマン）、妻（専業主婦）、子供1人（中学生）の3人家族の場合

1. 『世帯所得金額』

$$\text{夫：} 2,651,000 \text{ 円} + \text{妻：} 0 \text{ 円} = 2,651,600 \text{ 円}$$

2. 『控除額』

$$\text{同居親族：申込者を除く同居親族が} 2 \text{ 人} \quad 380,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 人} = 760,000 \text{ 円}$$

3. 『平均月額』

$$(2,651,600 \text{ 円} - 760,000 \text{ 円}) \div 12 \div 157,583 \text{ 円} < 158,000 \text{ 円}$$

申込み可能！

#### B) 【申込者】 夫（サラリーマン）、妻（専業主婦）、子供2人（中学生と幼稚園児）の4人家族の場合

1. 『世帯所得金額』

$$\text{夫：} 3,702,500 \text{ 円} + \text{妻：} 0 \text{ 円} = 3,702,500 \text{ 円}$$

2. 『控除額』

$$\text{同居親族：申込者を除く同居親族が} 3 \text{ 人} \quad 380,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 人} = 1,140,000 \text{ 円}$$

3. 『平均月額』

$$(3,702,500 \text{ 円} - 1,140,000 \text{ 円}) \div 12 \div 213,541 \text{ 円} < 214,000 \text{ 円}$$

申込み可能！

#### C) 【申込者】 夫（サラリーマン）、妻（パート）、子供2人（中学生と小学生）の4人家族の場合

1. 『世帯所得金額』

$$\text{夫：} 2,645,000 \text{ 円} + \text{妻：} 398,000 \text{ 円} = 3,043,000 \text{ 円}$$

2. 『控除額』

$$\text{同居親族：申込者を除く同居親族が} 3 \text{ 人} \quad 380,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 人} = 1,140,000 \text{ 円}$$

3. 『平均月額』

$$(3,043,000 \text{ 円} - 1,140,000 \text{ 円}) \div 12 \div 158,583 \text{ 円} > 158,000 \text{ 円}$$

申込み不可能！

### 《収入基準の早見表》

収入基準による申込資格の有無を簡単に確認するため、下記の早見表をご覧ください。

(この早見表は、老人扶養親族控除、特定扶養親族控除、障害者控除、寡婦控除の対象者がいない場合に限ります。)

○市町村長が発行する所得証明書の所得金額で確認する場合

・世帯の合計総所得金額でみる（単位：円）

| 同居親族数 | 0 人       | 1 人       | 2 人       | 3 人       | 4 人       | 5 人       | 6 人       |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 最高    | 1,896,000 | 2,276,000 | 2,565,000 | 3,036,000 | 3,416,000 | 3,796,000 | 4,176,000 |

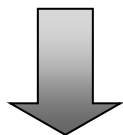
(注) 源泉徴収票で確認する場合は、『給与所得控除後』の欄に記入している金額を使用してください。

また、この表は同居親族数には、申込者本人は含みません。

# 町営住宅応募から入居までの流れ

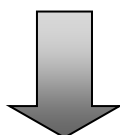
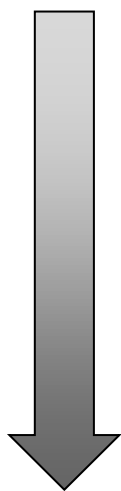
## 申込み

必要書類を添え、必ず募集期間内に申し込んでください。



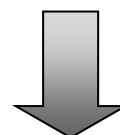
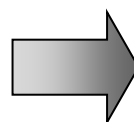
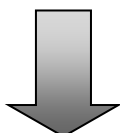
## 申込み内容の審査

全申込者の世帯状況や住宅困窮度について審議します。申込者が複数で入居者が決定できない場合は公開抽せんとし、入居者を決定します。なお、審査の結果は全申込者に通知します。



## 抽せん会

募集住宅ごとに抽せんを行い、入居者と補欠者を決定します。

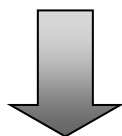


## 落選

申込書に添付していただいた所得証明書などの書類は返却します。

## 入居手続き

入居が決定した方は、入居に向けた手続きを行います。連帯保証人2名と敷金の準備をお願いします。



## 入居

手続きが完了した方には『入居決定通知書』をお送りします。入居の時期については手続き中に調整いたしますが、原則として入居決定通知の日より2週間以内とし、この日を過ぎても入居しない場合は入居の決定を取り消します。